

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第9条 法第57条第2項の規定に基づく乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1）乗車人員の制限は、次に掲げるとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）16歳以上の運転者が、幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この号において同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

（イ）16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

（ウ）16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（（イ）に該当する場合を除く。）

（エ）タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

（オ）道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、当該車両の乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

（2）～（4） 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第9条 法第57条第2項の規定に基づく乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1）乗車人員の制限は、次に掲げるとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下この号において同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

（イ）16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

（ウ）16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（（イ）に該当する場合を除く。）

（エ）タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

（オ）道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、当該車両の乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

（2）～（4） 略